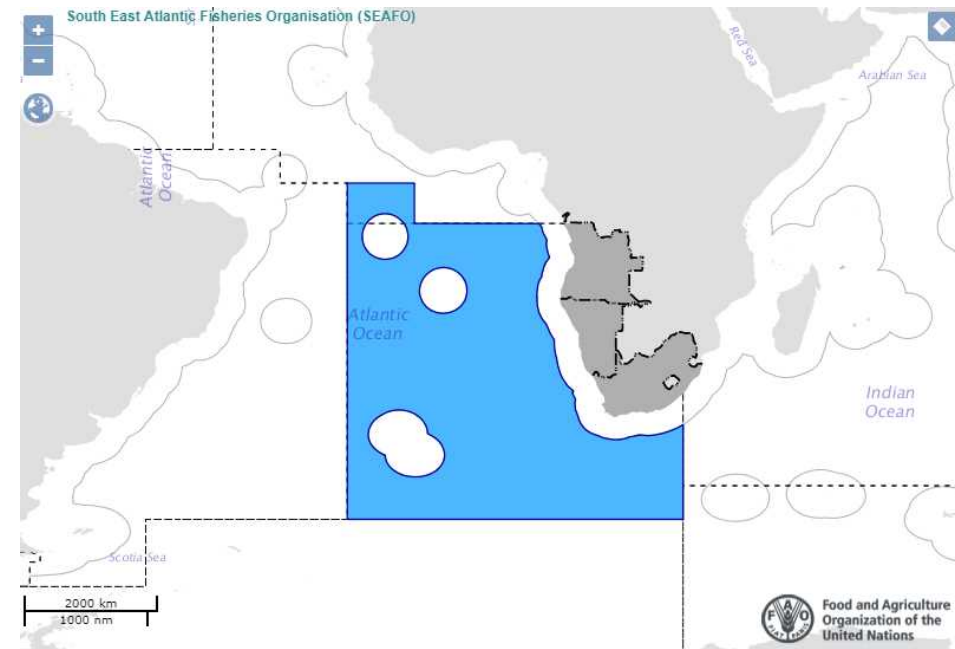


## 概要

- **目的**  
南東大西洋における漁業資源の長期的な保存と持続的利用の促進を確保すること。
- **設立条約**  
南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約  
(Convention on the Conservation and Management of Fishery Resources in the South-East Atlantic Ocean) (略称:南東大西洋漁業条約)
- **発効**  
2003年4月13日(我が国について効力発生:2010年1月10日)
- **機能**
  - 条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする締約国の共同措置を採択すること。
  - 条約水域における漁獲量の配分を採択すること。
- **締約国等(6)**  
日本、アンゴラ、ナミビア、南アフリカ、韓国、EU
- **事務局所在地**  
スワコプムンド(ナミビア)
- **対象魚種**  
メロ、キンメダイ、オレンジラフィー、マルズワイガニ等の条約適用水域における全ての漁業資源。ただし、カツオ、マグロ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く。
- **保存管理措置**
  - 総漁獲可能量(TAC)の設定
  - IUU漁業対策(正規許可船リスト、寄港国措置)等
- **その他**  
我が国は、本条約水域において、底はえ縄漁船1隻がメロを、かにかご漁船1隻がマルズワイガニを対象として操業している。

## 条約適用水域



## 主な魚種の我が国漁獲量(単位:トン)

	メロ	マルズワイガニ
2012年	89	-
2013年	63	-
2014年	53	-
2015年	59	-
2016年	60	-
2017年	12	140
2018年	57	-
2019年	64	-

(出典:SEAFO)